

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
35	小城市 福祉タクシー券助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小城市は、福祉タクシー券助成に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

佐賀県小城市長

公表日

令和2年8月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	福祉タクシー券助成に関する事務	
②事務の概要	市は、小城市福祉タクシー事業実施要綱(平成17年3月1日告示第65号)に基づき在宅で重度障害の対象者にタクシー利用料金の一部を助成する業務を行っている。 特定個人情報利用事務 ①申請受付、決定 ②タクシー券の発行	
③システムの名称		
2. 特定個人情報ファイル名		
タクシー券対象者台帳		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第2項 小城市行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第一 8の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	高齢障がい支援課	
②所属長の役職名	課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	高齢障がい支援課	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	高齢障がい支援課 TEL(0952-37-6108)	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月12日	評価書名の変更	小城市 福祉タクシー利用助成事業 基礎項目 評価書	小城市 福祉タクシー券助成に関する事務 基 礎項目評価書	事前	
平成29年6月12日	1①事務の名称の変更	福祉タクシー券助成に関する管理	福祉タクシー券助成に関する事務	事前	
令和2年8月3日	1. 対象人数 いつ時点の計数 か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年8月3日	2. 取扱者数 いつ時点の計数 か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年8月3日	8. 監査 実施の有無	自己点検	内部監査	事後	
令和2年8月3日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言の変更	取り扱い	取扱い	事後	
令和2年8月3日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2項 小城市行政手続きにおける特定の個人を認識 するための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例第4条第1項 別表第一 第8項	番号法第9条第2項 小城市行政手続きにおける特定の個人を認識 するための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例第4条第1項 別表第一 8の項	事後	